

旭川市医療的ケア児保育支援事業(案)

事業の目的

資料 1

未就学の医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に受入れが可能になるよう体制を整備し、医療的ケア児の生活向上を図ることを目的とする。

医療的ケア児の定義

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童(十八歳未満の者及び(中略))をいう。

対象施設

- 1 市立保育所
- 2 認定こども園1施設(事業開始後に施設整備部会へ諮問後に選定)
- 3 その他の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、地域保育所
※幼稚園及び民間の認可外保育施設は対象外とする。

【対象施設の条件】

上記1及び2:常時看護師を配置し、医療的ケア児を受入れられるほか、重度の医療的ケア児も受け入れられる体制を整備できる施設

上記3 :保護者、こども育成課、保育施設等における協議の結果、看護師配置や訪問看護事業所からの看護師派遣、認定特定行為業務従事者である保育士等により受入れの体制を整備できる施設

対象児童

子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第19号第1号から第3号に掲げる就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能な児童とする。
年齢は全年齢を対象とする。

補助対象及び基準額

- | | | |
|---|-----------------------|-------------------|
| 1 看護師又は訪問看護事業所等からの看護師派遣に係る費用 | 補助基準額 1人当たり 年額5,290千円 | ※複数配置の加算額 5,290千円 |
| 2 認定特定行為業務従事者である保育士等の配置に係る人件費 | 補助基準額 1人当たり 年額4,950千円 | ※複数配置の加算額 4,950千円 |
| 3 保育補助者の配置に係る補助 | 補助基準額 1人当たり 年額2,170千円 | |
| (1)派遣された看護師又は認定特定行為従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等を加配する場合の人件費が対象
(2)看護師を配置している場合は対象外 | | |
| 4 保育士等が認定特定行為業務従事者となるための必要な知識、技能を習得するための研修受講費用の補助 | 補助基準額 1施設当たり 年額300千円 | |

補足 (1)上記1から4の保育士等は子育て支援員も含む。(2)上記1及び2について、児童2名以上の受入れで複数職員を配置する場合は加算をおこなう。

活用する財源

保育対策総合支援事業費補助金(医療的ケア児保育支援事業) 補助割合 国:1/2 中核市:1/2

※3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対し、受入予定の医療的ケア児(見込み)が上回る場合には、補助率が嵩上げとなる。

補助割合 国:2/3 中核市:1/3

対象児童の保育料

2分の1(特別支援保育事業対象児と同様)

申請から入所決定までのイメージ

入所相談・園見学等		事前協議	利用調整		入園に向けた準備・入園	
こども育成課	相談受付・状況に応じて関係機関へ相談園との調整	審査会にて入所の可否必要に応じて体験入園	受入可であれば申込書受理 利用調整	入所決定	必要に応じて各所の調整	
関係機関	保護者より相談があった場合、こども育成課へ情報提供。必要に応じて園見学等の同行		受入可であれば個別の対応マニュアル策定	入所前の最終確認	入園準備	必要に応じて園訪問
園	保護者及び関係機関より相談があった場合、こども育成課へ情報提供。園見学受入れ					入園慣らし保育
保護者	関係各所への事前相談・状況に応じて園見学		受入可であれば利用の申込み			

- 1 利用申込み前に事前協議を行い、受入れが可能な場合に保護者から利用申込みを求める。
- 2 入所日について、受入れに係る準備等に時間を要することが想定されることから、関係機関各所で協議の上、決定する。
- 3 関係機関は障害福祉課、愛育センター、児童が通う病院(主治医、MSW等)、訪問看護事業所、児童発達支援事業所等を想定。
- 4 審査会のメンバーはこども育成課、園関係者、状況に応じて関係機関の担当者で入園の可否について検討を行う。
- 5 審査会での協議の結果、受入れが可能となった場合には入所調整時に加点をつけて優先度を高めて選考を行う。